

第5章 施策の展開

基本目標 1 とともに支えあう地域福祉のまちづくり

【SDGsのゴール】



施策 1 地域のつながりや支え合いの強化

【現状と課題】

近年、個人の生活スタイルや社会情勢の変化により、地域での人間関係の希薄化が進み、地域や家庭における助け合いや支え合いがうまく機能しなくなっています。

自治公民館を対象に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」では、「地域住民のふれあいの場として何らかの活動を行っている」と回答した公民館は86.7%と高い一方、「地域の会合などの話し合いの場を通して、地域に困っている人がいる、地域内で困りごとが起きているなどの情報がある程度共有している」と回答した公民館は56.0%と約半数程度という結果でした。

地域には、障がいのある子の親が要介護者となる世帯、引きこもりなどの長期化による8050問題※や介護と育児を同時に行うダブルケア問題を抱える世帯など、複合的な課題を抱える世帯も増えてきています。

福祉制度の狭間にいる人や福祉サービスの対象とならない人等が地域の中には存在しており、そういう人たちの抱える課題やニーズを受け止め、対応していく必要があります。

また、これらの多様化・複雑化した生活課題に対応するためには、公民館や地域住民、民生委員・児童委員等の地域における組織やボランティア団体等が、見守り活動や情報共有等を通して連携を深めていく必要があります。

さらには、町社協、サービス事業所、相談機関、医療機関などの専門機関が連携を図り、生活課題や生活支援ニーズへの対応に繋げるなど、地域全体での福祉のネットワーク化を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

地域における多様な世代・人による交流を進めるため、見守りやあいさつを通じたふれあいの推進や、生きがいづくり、健康づくりなどの機会を通じた世代間交流、障がいのある人の地域参加を促します。

交流のきっかけとなる情報提供や交流の場の確保を支援して、活発な地域福祉活動の展開を推進します。また、活動を通して、住民同士のつながりを強化し、支え合い活動を形成していくための仕組みづくりに取り組めます。

【町及び町社協が取り組むこと】

- あいさつ、声掛けなどを通じて、地域における人と人とのふれあい・つながりを推進します。
- 自治公民館活動への参加・協力が進むよう、情報提供や啓発に取り組みます。
- 自治公民館と連携し、地域のつながりや支え合いの強化を図り、地域福祉を推進します。
- 子どもや子育て世代と高齢者の交流、障がいのある人の地域参加など多様な交流を推進します。
- 地域住民と子どもがふれあい、交流する機会、地域全体で子育てを応援できる機会の創出に努めます。

【主な取組・事業】

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
ふれあい活動の推進	県民総ぐるみあいさつ運動推進週間の啓発 【社会教育課】	地域におけるあいさつ運動を推進し、地域住民が互いを受容し、信頼し、協力し合う相互扶助の良好な地域社会づくりに寄与する。
	地域福祉座談会の実施 【町社協】	自治公民館単位で、地域福祉について学び・話し合う場を設けることで、地域全体でふれあい、つながりあうことの大切さの共有を図ります。
多様な交流の推進	地域の祭りや伝統行事等への支援 【社会教育課】	地域における世代間交流の機会を増やすことで、高齢者等の持つ知識や技術を多世代に伝えとともに、お互いを思いやる心を育むために、世代間交流を推進します。
	交流の拠点となる自治公民館備品の整備・充実化 【社会教育課】	自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業を活用し、会議用テーブルや椅子、プロジェクターやパソコン等の公民館備品を整備することで、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
	高齢者クラブ活動への活動費補助 【健康保険課】	高齢者クラブが、地域における高齢者の仲間づくりや生きがいづくり、ボランティア活動等を通じて、高齢者の知識と経験を生かすことができる社会参加の場であることから、高齢者クラブ活動への活動費補助を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を支援します。
	高齢者おたすけボランティア事業 【健康保険課】	高齢者がボランティア活動を通じて、社会参加・地域貢献を行うことで、活動者自身の健康増進及び生きがいづくりを推進します。

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
多様な交流の推進	地域子育て支援センター事業による交流の場づくり 【福祉課】	子育てに不安や悩みを抱える親が気軽につどい、子ども同士を遊ばせながら、親同士も安心した雰囲気の中で相談や意見交換できる「地域子育て支援センター事業」の充実に努めます。
	たか鍋まごころサポーター養成事業 【福祉課】	障がい者等の地域での良き理解者・支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目指す人材（たか鍋まごころサポーター）を、研修を通じて育成し、各種障がいに関する理解促進、障がい者等の地域移行・定着の推進を図ります。
	福祉教育の実施 【町社協】	「共生社会の実現」に向けて、性別・年齢・障がいのあるなしに関わらず、多様な人たちが地域社会の担い手であることを、福祉教育を通して発信していきます。
	高鍋町ボランティアセンター 【町社協】	地域においてボランティアを体験する機会を設けることで、地域貢献活動や社会参加を促進します。
	福祉機器（レク用具）貸出事業 【町社協】	高齢者サロンや地区子ども会行事、施設での行事等にレクリエーション道具を貸し出し地域住民同士の交流の機会が増えるよう推進します。
地域住民による支え合い活動の推進	地域福祉座談会の実施 【町社協】	自治公民館単位で、地域福祉について学び・協議する場を設けることで、支え合い活動の推進、「互助」の意識の形成を図ります。
	情報の発信による支え合い活動の推進 【福祉課・地域政策課・町社協】	広報誌・ホームページ・SNS等を活用し、様々な地域福祉活動等を紹介し、支え合い活動を推進します。

地域・住民が取り組むこと

- 地域の人へのあいさつを積極的に行い、近所付き合いを大切にします。
- 自治公民館へ加入し、周囲の人にも加入を促します。
- 地域の様々な集まりや行事等に積極的に参加します。
- 地域で困りごとを抱えている人に対して声かけを行い、お互いに支え合います。
- 地域で困りごとのある住民の情報を共有するとともに、関係機関につなぎます。

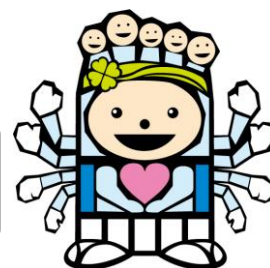
事業者が取り組むこと

- 地域に根差した事業者として、自治公民館と連携した取組を進めます。
- 地域の一員として、地域と事業者がお互いに理解や交流を深めるための機会を作ります。
- 地域活動に対する場所や人材、資機材などでの協力とともに、従業員も積極的に参加します。

17 パートナシップで
目標を達成しよう



SDGs 17 パートナシップで目標を達成しよう
たかなべまごころサポーター養成事業



たか鍋まごころ大使くん

たか鍋まごころサポーターは、障がい者（児）や高齢者の良き理解者、支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目的として活動しています。平成 28 年度より養成が行われており、会員数は令和 3 年 10 月末現在 51 名となりました。活動としては障がい者施設でのレクリエーション補助、障害者スポーツ大会の補助、障がい者の居場所づくりを行うほか、研修会や視察研修、定例会へ参加し自己研鑽にも努めています。



施策2 地域における見守り体制の構築

【現状と課題】

少子高齢化の進展に伴い、高齢者のみの世帯や核家族が増えてきています。それに伴って認知症高齢者による徘徊や、両親の就労により日中ひとりになる子どもの増加など、見守りの対象者の数も増え続けています。

今後、こうした高齢者や子ども、また見守りが必要な障がい者などの、地域から孤立しがちな人等を適切な支援やサービスに繋げていくためには、自治公民館や民生委員・児童委員等の地域における組織やボランティア団体等が、見守り活動や情報提供等を通して連携を深めていく必要があります。

さらには、町社協、サービス事業所、相談機関、医療機関などの専門機関が連携を図り、地域課題や生活支援ニーズへの対応につなげるなど、地域全体での福祉のネットワーク化を進めていく必要があります。

また、災害時においては、高齢者や障がい者等の要配慮者が犠牲になる割合が高いため、町は災害時要支援者名簿を調整し、平時から消防や県警、民生委員や自治公民館等の避難行動要支援等関係者に名簿を提供し、災害時に誰一人見逃さないようにする必要があります。

【取組の方向性】

地域での見守り活動を推進し体制化することで、高齢者の安否確認を行い、子どもや障がい者を事故や犯罪から守ります。また、高齢者の孤独死や児童・高齢者虐待など、行政の目が届きにくい深刻な問題への防止効果を高めます。

【町及び町社協が取り組むこと】

- 地域住民等による子どもから高齢者までを対象としたあらゆる見守り活動を支援します。
- 地域住民等による見守り活動の積極的な啓発を行います。
- 自治公民館と連携し、福祉マップの作成等、地域の見守り活動を支援します。
- 子どもの安全を守るため、学校やPTA、警察等の関係機関との連携を深めます。
- 包括支援センター、障がい者（児）等基幹相談支援センター、子ども家庭支援センターを軸に各分野の見守り活動を強化します。
- 孤独死、虐待、生活困窮、自殺などの新たな課題に対して、地域で支え合い、見守っていく体制づくりの充実を図ります。
- 地域住民や民間事業者等と連携して、地域社会全体で高齢者、子ども、障がい者等を見守るネットワークを構築します。

【主な取組・事業】

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
地域等での見守り活動の取組を啓発	見守り活動の啓発 【総務課・福祉課・健康保険課・教育総務課】	各自治公民館や団体等で取り組んでいる見守り活動を啓発することにより、他の地域での見守り活動の推進を図る。
	地域福祉座談会の実施 （福祉マップの作成） 【町社協】	各自治公民館で、福祉マップを作成することで、地域の実情や、要支援者の把握を図り、地域住民同士での見守り体制の構築を図ります。

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
見守りや声掛けなどの 地域ネットワーク活動 の推進	あんしん見守りネットワーク事業の推進 【健康保険課】	普段から認知症高齢者との面識や対応の可能性があるライフライン事業者や郵便、宅配、タクシー事業者等に協力を依頼し、認知症高齢者の生活を見守ることができるネットワークづくりに取り組みます。
	認知症高齢者発見事業 【健康保険課】	行方不明となった高齢者等を地域の支援を得て早期に発見できるように、警察等の関係機関及び協力事業所との支援体制を構築することで、安心して生活できる環境の整備と高齢者等の安全及び家族等への支援を図ります。
	緊急通報システム事業 【健康保険課】	概ね 65 歳以上の高齢者のみの世帯で慢性疾患等により常時注意を必要とする方や身体障がい者のみの世帯のほか、高齢者で日常生活に不安のある方に緊急通報装置を貸与し、利用者の世帯の状況に応じて利用料を助成します。
	地域包括ケアシステムの構築 【健康保険課】	要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築します。
	認知症サポーター等養成事業 【健康保険課】	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。
	高齢者おたすけボランティア事業 【健康保険課】	高齢者おたすけボランティアを養成し、高齢者の日常生活の中でのちょっとした困りごとを支援します。
	たか鍋まごころサポーター養成事業 【福祉課】 ※再掲	障がい者等の地域での良き理解者・支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目指す人材（たか鍋まごころサポーター）を、研修を通じて育成し、各種障がいに関する理解促進、障がい者等の地域移行・定着の推進を図ります。
	学校支援ボランティア 【教育総務課】	地域住民等から学習支援・環境整備・安全見守り等を行う「学校支援ボランティア」を募集し人材バンクに登録することで、学校・家庭・地域が連携した教育体制の構築と地域の教育力向上を図ります。

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
見守りや声掛けなどの地域ネットワーク活動の推進	みやざき地域見守り応援隊の啓発 【福祉課】	地域住民に異常があった場合の通報ネットワーク活動を推進するため、県域を営業エリアとして活動する電気・ガス等のライフライン事業者や宅配サービス事業者等と「みやざき地域見守り応援隊」を結成する県事業の活用及び啓発をします。

地域・住民が取り組むこと

- 日常的に住民相互の交流を心がけ、普段の状況を把握するように努めます。
- ひとり暮らしの高齢者や障がい者が孤立しないような地域住民の関係づくりに努めます。
- 学校の登下校時のパトロール活動などを行い、地域の子ども達を見守ります。
- 異常な状況を発見した場合に、速やかに必要な機関に通報できるような体制づくりに努めます。
- 孤立しそうな住民の情報を把握し、行政への情報提供など、必要な支援を行います。
- 民生委員・児童委員など、日常から見守り活動を行っている人々と連携した活動を行います。

事業者が取り組むこと

- 地域に根差した事業者として、自治公民館と連携した取組を進めます。
- あんしん見守りネットワーク事業や認知症高齢者発見事業の協力事業所となり、業務の中で見守り活動や安否確認に協力します。

施策3 地域における活動拠点の整備

【現状と課題】

少子高齢化の急速な進展に加え、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域社会の支え合う力が弱まってきており、一人暮らしの高齢者の増加をはじめ、高齢者の孤独死、ひきこもり、自殺、子育て家庭の孤立や児童虐待、高齢者虐待の増加、貧困の拡大など、様々な課題が表面化しています。

このような中、地域においては、自治公民館等を拠点とした交流活動や、高齢者や障がい者を対象としたふれあいサロンなどの様々な取組が実施されていますが、公民館役員等の担い手不足や参加者の減少が発生しており、今後は、参加意欲が持てるような事業を企画すること等が課題となっています。

地域の元気な高齢者の生きがいづくりや認知症の予防、障がい者等の社会参加、子どもの貧困対策等の取組を拡げていくためには、それぞれが知り合い、ふれあい、交流する機会が欠かせません。

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により、地域における多様な主体による取組を進めていくことが必要です。

【取組の方向性】

子どもから高齢者まで、幅広い年代の人が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるように、活動の拠点となる場所の整備、既存資源の有効活用を図るほか、活動の中心的役割を担う人材を確保する取組を推進します。

【町及び町社協が取り組むこと】

- 地域福祉活動が活発に行われている地域の取組を紹介するなど必要な情報を発信し、福祉活動の活性化を支援します。
- 多様な人が気軽に集まり、交流ができる居場所づくりに取り組みます。
- 地域における高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の促進を図るため、高齢者クラブ活動等に対する支援を行います。
- 地域福祉座談会を開催し、地域福祉についての助言や啓発に取り組みます。

【主な取組・事業】

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
地域での活動拠点 の取組を啓発	地域福祉活動の啓発 【福祉課・健康保険課】	各自治公民館や他自治体で取り組んでいる地域福祉活動を啓発することにより、他の地域での地域福祉活動の推進を図ります。
	地域福祉座談会の実施 【町社協】	自治公民館単位で、地域の福祉課題についての話し合う場を設け、地域福祉活動の助言・推進を図ります。
地域福祉活動拠点 の整備	既存の公共施設の有効活用を検討 【福祉課・健康保険課】	地域の既存資源を有効活用し、地域福祉活動の拠点としての利用促進を図ります。

【主な取組・事業】

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
地域福祉活動拠点の整備	地域の活動拠点のバリアフリー化の推進 【建設管理課】	高齢者や障がい者など誰もが地域活動に参加できるよう、地域活動拠点のバリアフリー化を推進します。
	老人福祉館管理 【町社協】	各ボランティア団体等の活動拠点となっている老人福祉館の施設利用に関する業務や維持管理を行い、団体の活動拠点とします。
多様な人たちの交流の場づくり	高齢者クラブ活動への活動費補助 【健康保険課】 ※再掲	高齢者クラブが、地域における高齢者の仲間づくりや生きがいづくり、ボランティア活動等を通じて、高齢者の知識と経験を生かすことができる社会参加の場であることから、高齢者クラブ活動への活動費補助を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を支援します。
	舞鶴デイケア事業 【福祉課】	障がいを持つ方の社会参加の促進のため、町独自に舞鶴デイケアを1回/月程度開催し、集いや当事者会等を行います。
	手話通訳者等・要約筆記奉仕員派遣事業 【福祉課】	聴覚、言語機能、音声機能の障がいによって意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者及び要約筆記者等の派遣等を行い、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援します。
	自発的活動支援事業 【福祉課】	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
	地域子育て支援センター事業の充実 【福祉課】	子育てに不安や悩みを抱える親が気軽に集い、子ども同士を遊ばせながら、親同士も安心した雰囲気の中で相談や意見交換できる「地域子育て支援センター事業」の充実に努めます。
	高鍋町ボランティアセンター 【町社協】	福祉教育の一環として、地域の子どもと高齢者が一緒となって世代間交流を図れる仕組みづくりに取り組みます。
	ふれあいの居場所づくり 【町社協】	空き家・空き店舗等や地区公民館を活用し、誰もが集える居場所づくりを推進し、地域の交流・福祉の拠点となるような場所を整備します。

地域・住民が取り組むこと

- 自治公民館での福祉活動を担う組織としての専門部などの結成を目指します。
- 知識や経験が豊富で、福祉活動を積極的に行う人材を把握し、活動できる人を増やすように努めます。
- 地域に在住する団塊世代・高齢者が積極的に地域活動へ参加できるよう、呼びかけを行います。
- 高齢者クラブ等、仲間づくりや生きがいづくりができる活動へ積極的に参加します。
- 地域内での世代間交流活動に取り組みます。
- 地域の会合の場などを利用し、福祉課題について話し合える場づくりに努めます。
- 空き家の活用など、地域の身近な交流場所の開発に努め、住民の積極的な参加を促します。
- 福祉課題についての話し合いの場や交流の場に積極的に参加します。

事業者が取り組むこと

- ふれあいサロンなどの地域活動に、事業者の場所や人材、資機材などを提供します。
- 地域の一員として、地域と事業者がお互いに理解や交流を深めるための機会を作ります。

【 基本目標 1 とともに支え合う地域福祉のまちづくり 評価指標 】

評価項目	現況値	目標値	対象事業等
	R2 年度	R8 年度	
地域住民のふれあいの場として、何らかの活動を行っている回答した地区の割合	86.7% 【R3 年度】	増加	公民館に対するアンケート調査結果
高齢者クラブの加入者数	606 人	606 人 【R5 年度】	第 9 次老人保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下、老人福祉計画という。）策定に伴うアンケート調査結果 ※目標値は、老人福祉計画に記載の値
たか鍋まごころサポーター数	71 人	100 人	たか鍋まごころサポーター養成事業
広報誌発行回数	4 回/年	4 回/年	社協だより
あんしん見守りネットワーク事業の加盟事業所数及び協議の場の開催数	加盟事業 所数 100	加盟事業 所数 110	【あんしん見守りネットワーク事業】 老人福祉計画策定に伴うアンケート調査結果 ※目標値は、老人福祉計画に記載の値
	協議の場の 開催数 1 日	協議の場の 開催数 1 日 【R5 年度】	
緊急通報システム設置者数	13 人	15 人 【R5 年度】	【緊急通報システム事業】 老人福祉計画策定に伴うアンケート調査結果 ※目標値は、老人福祉計画に記載の値
舞鶴デイケア開催数	8 回/年	12 回/年	舞鶴デイケア
手話通訳者・要約筆記者派遣年間実利用件数	24 件	26 件 【R5 年度】	【手話通訳者等・要約筆記者派遣事業】 第 6 期高鍋町障がい福祉計画（以下、障がい福祉計画という。）に伴う調査結果 ※目標値は、障がい福祉計画に記載の値

基本目標 2 誰もが主体的に活動に参加できる福祉のまちづくり

【SDGsのゴール】



施策 1 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進展、人口減少社会の到来など、地域を取り巻く状況は大きく変化し、町民の福祉ニーズは複雑化・多様化しています。

さらに、今後の高齢化等のさらなる進行を考えると、既存の社会保障や福祉制度による対応だけでなく、地域の中での課題解決力を高めていく必要があります。

助けを必要とする人への支援につながらないというような社会的孤立の問題、ゴミ出しや食料の買い出し、育児に関する支援など、行政によるサービスが行き届かない課題に対して、地域住民同士やボランティア等が協力し、解決に向けて取り組んでいくことが望まれます。

【取組の方向性】

地域のまちづくりの主役である自治組織や団体の活動が活性化することが、地域と行政の協働のまちづくりを進めていく上で重要です。

このため、自治公民館や福祉・ボランティア団体、NPO法人等の活動を推進するための支援を行います。また、地域住民の関心や参加意欲を高めるため、ボランティアセンターの運営を通じて、ボランティア活動を体験する機会や、活動の拠点となる場所、活動の情報などを提供し、身近な地域で気軽にボランティア活動に参加できる体制づくりを推進します。

【町及び町社協が取り組むこと】

- 活動団体の設立、運営等に関するサポートや活動についての情報提供、活動資金の補助など町民活動の推進に向けた支援を行います。
- ボランティアセンターに登録されている団体の活動情報について広報誌などで提供を行い、活動内容が広く地域に浸透するように努めます。
- 地域におけるボランティア活動、助け合い活動等を把握し、ボランティアセンターや公的サービスとの連携を図るように努めます。
- 社協等と連携し、ボランティアやNPOの活動への参加者を募る取組について検討します。
- ボランティア団体やNPOに対して必要な支援を行い、福祉活動が円滑に行われるよう努めます。
- ボランティアセンター機能を強化し、ボランティア活動や助け合い活動を推進します。
- 赤い羽根共同募金を活用し、団体への助成を行い福祉活動が継続できるよう支援します。

【主な取組・事業】

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
自治公民館活動等への支援	自治公民館への運営費補助 【社会教育課】	地域コミュニティの基礎となる自治公民館の活動促進を目的に、町内 84 の自治公民館に対して運営費補助金を交付します。
	自発的活動支援事業補助金 【福祉課】※再掲	障がい者（児）等の自立した生活を支援するため、障がい者（児）等やその家族、地域住民等による、地域における自発的な取組に対して助成します。
高齢者クラブ活動の推進	高齢者クラブ活動への活動費補助 【健康保険課】 ※再掲	高齢者クラブが、地域における高齢者の仲間づくりや生きがいづくり、ボランティア活動等を通じて、高齢者の知識と経験を生かすことができる社会参加の場であることから、高齢者クラブ活動への活動費補助を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を支援します。
	高鍋町高齢者クラブ連合会との連携 【町社協】	高齢者クラブ連合会事務局として、各クラブの活動の支援や、高齢者福祉スポーツ大会・作品展を通して高齢者の生きがい、社会参加促進を図ります。
クラウドファンディングを活用した支援	高鍋町クラウドファンディング補助金 【地域政策課】	多様な主体によるクラウドファンディングを活用した地域活性化につながるプロジェクト等への挑戦を支援するため高鍋町クラウドファンディング補助金を創設します。
ボランティア活動への支援	高鍋町ボランティアセンター 【町社協】	・各ボランティア団体への助言や、助成金等の情報提供を行い、団体の運営が円滑に行えるよう支援します。 ・ボランティアをしたい人とボランティアを必要とする人をコーディネートし、地域活動を支援します。
	赤い羽根共同募金団体助成 【町社協】	地域住民から集めた募金で、福祉・ボランティア団体が実施している事業への助成を行い、各団体が継続して福祉活動に取り組めるよう支援します。

地域・住民が取り組むこと

- 地域におけるボランティア活動、地域活動について回覧板等で広報を行うよう努めます。
- 地域の中でのボランティア活動や助け合いの地域活動、ボランティアセンターに登録されている団体の活動内容やニーズについて関心を持つように努めます。
- 地域における困りごとのある住民を把握し、地域ぐるみでボランティア活動や助け合いの地域活動を支援するよう努めます。
- 地域の中で高齢者や障がい者がボランティア活動等に参加できる機会を増やし、交流を図ることで、より一層地域住民の理解や関心を高めます。
- 地域での会合や福祉課題の話し合いの場、子ども会などを通してボランティア活動へ意欲のある住民を把握し、ボランティアセンターへつなげます。

事業者が取り組むこと

- 社会福祉法人の地域における公益的な活動を推進します。
- 地域で活動する人材の育成のため、専門的な知識や技能を活かし支援します。
- 従業員がボランティア活動に参加しやすい職場環境をつくれます。



SDGs 1 貧困をなくそう

子ども宅食「お膳部」の取組【町社協】

高鍋町内の社会福祉法人、ボランティア、町社協等が連携しておこなっている宅食事業です。「生活が大変…」と感じる家庭に対して定期的に無料で食材(世帯の10食程度)をお届けします。高鍋町にお住いの18歳以下のお子様がいるご家庭であればご利用になれます。届ける食材は、町内外の個人・企業等からの善意で寄付していただいたものです。



施策2 地域福祉の担い手づくり

【現状と課題】

地域の人が抱える悩みは様々であり、支え合い・助け合いにより解決していくためには、地域福祉活動を中心となって推進する担い手が不可欠です。地域の担い手を増やし、地域福祉活動を持続的なものにしていくには、活動の支援に取り組む必要があります。

また、多様化する福祉ニーズに対し、柔軟かつ迅速に対応するためには、ボランティア活動の活性化は必要不可欠です。今後求められるボランティア活動の拡大に対応するため、地域におけるボランティアの担い手の育成に取り組み、ボランティア人口を拡大していくことが望まれます。

【取組の方向性】

ボランティア人口の拡大のため、地域の協力を得ながら啓発活動を進め、新たな担い手発掘に取り組みます。

また、地域福祉を推進する上で、「地域のために力になりたい」と考える高齢者も数多くいます。高齢者の社会参加は生きがいづくりや、地域の活性化につながります。そのため、高齢者や定年を迎えた方々が意欲的にボランティア活動に参加するための取組を支援します。

【町及び町社協が取り組むこと】

- ボランティア養成講座等を開催し、ボランティア人材の育成に努めます。
- 地域の福祉活動に参加できる人材を発掘するために、各種ボランティア活動を紹介するなどの広報活動の推進に取り組めます。
- 民生委員・児童委員や公民館長等を通じて、地域における人材の把握に努めます。
- 町社協等と連携し、気軽にボランティア登録できる体制づくりに努めます。
- 地域の高齢者活動グループや障がい者団体等に向けて、ボランティア活動や社会貢献活動などの呼びかけを行うように努め、併せて社会参加を促します。
- 高齢者が有する豊富な知恵や経験を生かすための環境整備に取り組めます。
- 町社協等と連携し、地域福祉コーディネーター等の育成に取り組み、地域と関係機関とのつながりを深めます。
- ボランティアセンターから、ボランティア情報を発信し、ボランティア活動がより活発になるよう支援します。
- 「地域共生社会の実現」に向けて、すべての住民が地域社会の担い手であることを発信します。

【主な取組・事業】

取 組	主な事業及び担当課	内 容
人材の発掘・養成	手話奉仕員養成研修事業 【福祉課】	聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員を養成します。
	たか鍋まごころサポーター養成事業 【福祉課】※再掲	障がい者（児）の地域での良き理解者・支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目指す人材を育成し、障がい福祉に関する理解促進や障がい者（児）の地域移行・定着の推進を図るため、養成講座を実施します。
	高齢者おたすけボランティア事業 【健康保険課】※再掲	ボランティア活動を通じて社会参加、地域貢献を行うことで、活動者自身の健康増進を図ることを目的として実施します。
	認知症サポーター養成事業 【健康保険課】※再掲	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。
	ゲートキーパーの養成 【健康保険課】	自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人材を養成します。
	たかなべ福祉塾の開催 【町社協】	様々な地域課題の課題解決に向け、福祉講座を開催することで、地域福祉の担い手や、地域のリーダーとなるような方の養成を図ります。
	高鍋町ボランティアセンター 【社協】	ボランティア養成講座・体験事業を通して、幅広い世代・分野のボランティアを養成し、福祉の担い手を養成します。

地域・住民が取り組むこと

- 地域住民が、自らできることを考え、できる取り組みから活動を始めます。
- ボランティア活動の担い手が身近な住民をボランティア活動に誘うなど、新たな人材の確保に努めます。
- ボランティア活動を身近なものとして捉え、どんな活動ができるかを考えます。
- 積極的にボランティア養成講座に参加するなど、ボランティア活動について学ぶよう努めます。

事業者が取り組むこと

- 人材やノウハウなどを提供し、ボランティアの育成を支援します。
- あんしん見守りネットワーク事業や認知症高齢者見守り事業の協力事業所となり、業務の中で見守り活動や安否確認に協力します。【再掲】

施策３ 福祉教育の推進

【現状と課題】

地域福祉を進める上で、一人ひとりの人権が尊重され、尊厳を持つかけがえない存在としてお互いが認め合うことが重要です。

また、子どもたちが健やかに成長していくためには、「人権の尊重」や「福祉のこころ」を育むことが大切であり、そのためには、学校等における交流や体験を通じた人権及び福祉教育等の取組が重要となっています。併せて、地域で気軽に学べる機会を創出することにより、地域における人権及び福祉活動の広がりにつながることを期待されます。

一方、国においては、障がい理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第５６号。以下「改正法」という。）を令和３年６月４日に公布し、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がい理由とする差別を解消するための支援措置が強化されました。改正法は、令和６年に施行されるため、「事業者の合理的配慮提供の義務化」等について、事業者への周知を図っていく必要があります。

【取組の方向性】

生涯を通じて人権や福祉の心を育めるよう、関係機関や団体との連携のもと、学校、家庭、地域や職場での学習活動を通じた人権・福祉教育の普及を目指していきます。

学校における、体験を通じた福祉教育の取組を進めるほか、町社協などと連携した福祉学習等を支援していきます。

また、改正法による「事業者の合理的配慮提供の義務化」等について、事業者へ周知をしていきます。

【町及び町社協が取り組むこと】

- 地域や住民を対象とした人権や福祉に関する講座や講演会の開催に努め、住民への意識啓発を図ります。
- 広報誌等を用い、福祉教育に関する情報などが地域に浸透するよう努めます。
- 障がいに対する理解を深め、不当な差別を解消し、合理的配慮※の普及・啓発を図ります。
- 地域福祉座談会を開催し、住民同士が地域福祉について考える機会を増やします。
- 認知症や障がいについての理解・啓発活動を強化します。
- 福祉講座や養成講座を実施します。
- 学校や職場が福祉教育に円滑に取り組めるために必要な支援や働きかけを行い、福祉意識の向上を推進します。
- 福祉教育を充実し、幅広い世代の福祉意識の向上に努めます。

【主な取組・事業】

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
地域と学校の連携体制の推進	コミュニティ・スクール事業の推進【教育総務課】 学校支援ボランティアの拡充【教育総務課】	「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら福祉教育を推進します。
	福祉教育 地域と学校のコーディネート【町社協】	地域にあるマンパワーや社会資源、当事者団体と学校とのコーディネートを図り、福祉教育が充実したものになるよう推進します。
地域住民への人権意識・福祉意識の醸成	人権及び福祉に関する出前講座の実施【福祉課・総務課】	地域住民への人権及び福祉に関する出前講座を開催し、福祉意識の醸成を図ります。
	町広報など様々な媒体による啓発実施【福祉課・総務課】	広報誌やホームページ、パンフレットなどによる広報・啓発活動を充実し、人権意識や福祉意識の醸成を図ります。
	地域福祉座談会の実施【町社協】	地域住民への地域福祉への理解、福祉活動への参加を目的に自治公民館単位で座談会を開催し地域福祉に関する意識の醸成を図ります。
	広報活動による啓発実施【町社協】	社協だより、ホームページ、SNS（フェイスブック）による広報・啓発活動を充実し、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。
認知症の人に対する理解の促進	認知症サポーター等養成事業【健康保険課】※再掲	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。
	認知症架け橋川柳（赤い羽根共同募金テーマ型募金）【町社協】	赤い羽根共同募金テーマ型募金を活用し、「認知症架け橋川柳」を実施し、わかりやすく身近に認知症の理解・啓発を図ります。
	認知症介護者のつどい【町社協】	当事者・家族の会の支援を通して、家族のレスパイトケア（介護の小休止）、地域住民への認知症の理解・啓発を図ります。

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
障がい者を理由とする差別解消の推進	たか鍋まごころサポーター養成事業 【福祉課】※再掲	障がい者（児）の地域での良き理解者・支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目指す人材を育成し、障がい福祉に関する理解促進や障がい者（児）の地域移行・定着の推進を図るため養成講座を実施します。
	事業者の合理的配慮提供の義務化の周知 【福祉課】	障がい者差別解消法改正による、事業者の合理的配慮提供の義務化の周知をします。
	理解促進・啓発 【福祉課・町社協】	障がい者（児）等基幹相談支援センターを中心として、地域住民への障がいに対する理解の促進を図るため、講演会や研修会等を開催し啓発活動を実施します。
学校における人権・福祉教育の推進	「新明倫の教え」の実践 【教育総務課】	本町が有する明倫の伝統や各学校の伝統、石井十次の人間愛などの学習を通して、ふるさと「たかなべ」を愛し、自分に自信と誇りを持つとともに思いやりの心を育む教育を推進します。
	福祉教育の推進 【町社協】	福祉教育プログラムを作成し、福祉に関する講話・体験等を通して、福祉の心を育む取組を小学校・中学校・高等学校・企業などと連携して推進します。
職場における人権・福祉教育の推進	人権及び福祉に関する出前講座の実施 【福祉課・総務課】 ※再掲	企業への人権及び福祉に関する出前講座を開催し、福祉意識の醸成を図ります。
	事業者の合理的配慮提供の義務化の周知 【福祉課】※再掲	障がい者差別解消法改正による、事業者の合理的配慮提供の義務化の周知をします。

地域・住民が取り組むこと

- 町が行う出前講座等を活用し、地域活動の中で福祉について考える機会を増やします。
- 認知症サポーター養成講座など、各種養成講座に積極的に参加し、福祉意識の向上に努めます。
- 福祉施設の施設外活動や販売実習に積極的に参加するよう努めます。
- 地域の中で生活している高齢者や障がい者から話を聞いたり、ふれあう機会が持てるよう努めます。
- 町や福祉施設が実施する福祉の講演会等に積極的に参加するよう努めます。
- 家族間で福祉について話し合う時間を作るように努めます。

事業者が取り組むこと

- 学校での福祉教育や地域での学びの機会づくりに協力し、福祉意識の醸成を支援します。
- 事務・事業を行うに当たり、障がい者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行います。



SDGs 10 人や国の不平等をなくそう 「認知症架け橋川柳」の取組【町社協】

町社協では、赤い羽根共同募金「テーマ型募金」を活用し、2016年から「認知症架け橋川柳」に取り組んでいます。

「テーマ型募金」とは、募金の使途を明確にして募金活動を行い、その集まった資金で課題解決に向けた活動を行うというものです。

町では、「認知症」をテーマに掲げ、認知症にまつわる、ちょっとほっこりする川柳を子どもから大人まで幅広い世代に募集し、その入選作品でのぼり旗を作成し、認知症啓発運動として高鍋の街中に設置しています。

幅広い世代の方々に認知症についての理解が広まり、認知症にやさしい町「高鍋」をめざしています。



【 基本目標 2 誰もが主体的に活動に参加できる福祉のまちづくり 評価指標 】

評価項目	現況値	目標値	対象事業等
	R2 年度	R8 年度	
たか鍋まごころサポーター数 ※再掲	71 人	100 人	たか鍋まごころサポーター養成事業
手話奉仕員養成講習修了者数	0 人	3 人 【R5 年度】	【手話奉仕員養成研修事業】 障がい福祉計画策定に伴う調査結果 ※目標値は、障がい福祉計画に記載の値
人権及び福祉に関する出前講座の実施回数	0 回	1 回	出前講座
障がいに対する理解の促進を図るため、町イベントでの啓発活動や研修会等の開催回数	1 回/年	2 回/年	理解促進研修・啓発事業
日常生活や地域で障がいがあるために差別やいやな思いをしたことがあると回答した障がい者の割合	27%	10%	障がい福祉計画策定に伴う調査結果
障がい者差別解消法について、名前も内容も知っているという回答した人の割合	5.8%	40%	障がい福祉計画策定に伴う調査結果

基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり

【SDGsのゴール】



施策 1 包括的な相談支援体制の充実

【現状と課題】

本町では、地域住民の様々な不安や悩みに対応するため、行政、町社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子ども家庭支援センター等が相談に応じているほか、身近な相談窓口として民生委員・児童委員が対応しています。

地域においては、子どもの貧困等の生活困窮の課題、自殺、孤独死、ひきこもりなど、複雑多様化する課題が発生してきており、単独の相談機関だけでは対応が困難になっているため、相談機関のネットワーク化や制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするための人材の配置が課題となっています。

また、地域住民の生活課題は、福祉・保健・医療やその他の分野のサービスを組み合わせ、既存の公共的サービス、民間事業所のサービス以外のNPO法人やボランティア等のサポートによって解決されることもあるため、多様なサービスを適切に組み合わせることのできる包括的な相談支援体制の構築が課題となっています。

【取組の方向性】

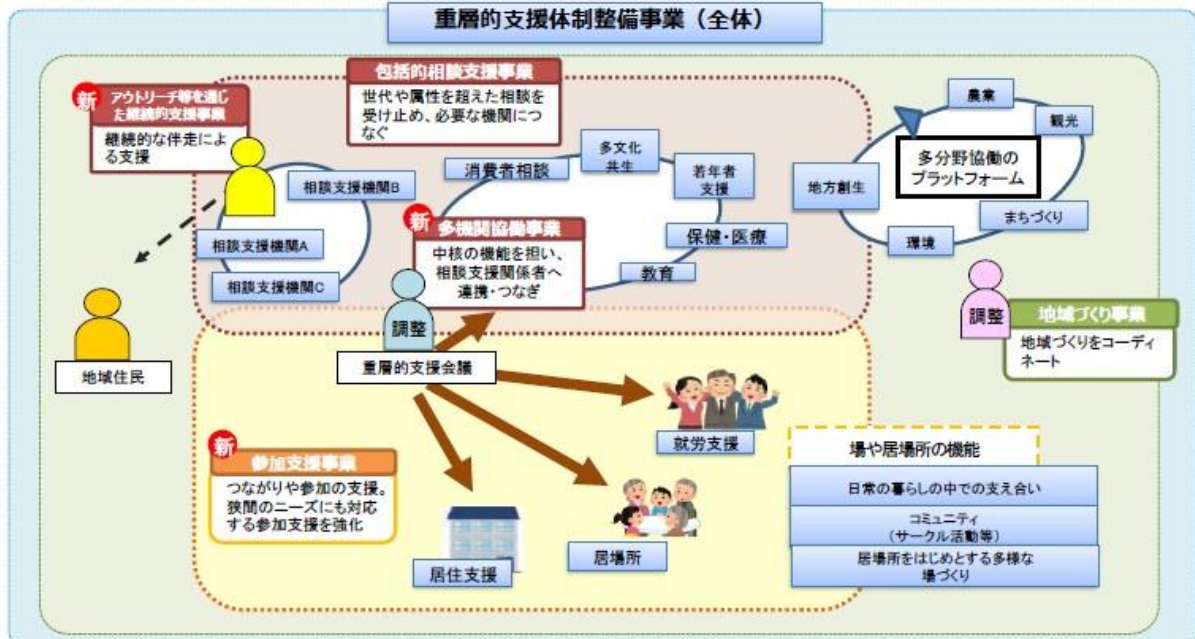
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされ（平成 30 年 4 月 1 日施行）、市町村においては、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業も活用しながら、包括的な支援体制の整備が求められています。

本町では、総合相談支援センター「架け橋」内に、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子ども家庭支援センター、ふれあい総合相談に応じる相談窓口といった複数の相談支援拠点があり、相互に連携しながら高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等の相談に対応しています。

今後は、総合相談支援センター「架け橋」を中核として、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、①断らない支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う、「重層的支援体制整備事業」の実施について、関係機関、団体、事業者等と十分に検討しながら、包括的な支援体制の整備に向けた取組を進めていきます。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



資料：厚生労働省

【町及び町社協が取り組むこと】

- 総合相談支援センター「架け橋」等の相談支援機関や地域の相談窓口の周知を図ります。
- 町社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の相談支援窓口などでの相談体制の強化を図り、地域や企業、NPO法人などの各種団体と連携して課題解決に取り組めます。
- 相談に適切に対応するため、職員の資質向上を図ります。
- 支援につながりにくい生活課題のある人や家族、社会的孤立に陥る可能性がある人に対して、制度や組織の枠組みを越え、問題解決に向けた支援を行うことができるよう、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制」の構築を検討します。
- 町の出前講座等を利用して、福祉の制度やサービス内容を理解するための機会づくりに取り組みます。
- 児湯福祉事務所と連携・協力し、生活困窮者自立支援法※に基づく実効性のある事業への取組強化を図ります。
- 「子どもの輝く未来応援計画」に基づき、子どもの貧困対策に取り組めます。
- 過ちを犯した人の立ち直りについての理解を促し、社会的自立を支援します。
- 「高鍋町自殺対策計画」に規定された「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」に沿って取組を推進します。
- 民生委員・児童委員や地区公民館などと連携強化を図り、地域の生活課題を把握し、必要な支援体制を整えます。
- 民生委員・児童委員など、地域で相談できる窓口の確保と周知に努めます。

【主な取組・事業】

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
個別分野ごとの 相談支援体制の充実	地域包括支援センターの 運営【健康保険課】	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者とネットワークを構築し、心身の状況や生活実態、必要な支援を把握した上で、適切な保健・医療・福祉サービスや関係機関、制度利用につなぐ支援を行います。
	基幹相談支援センターの 運営【福祉課】	障がい者（児）が抱える悩みや地域の課題等の相談、把握及び解決を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。
	子ども家庭支援センターの 運営【福祉課】	児童虐待や子どもの貧困など、子どもを取り巻く様々な問題を抱える家庭に対して、総合的な相談支援を行います。
	ふれあい総合相談事業の 実施【福祉課】	専門の相談員を配置し、心配ごと相談・法律相談・人権相談等の各種相談窓口を開設します。
	相談支援事業【福祉課】	町内外の事業所へ相談支援事業の委託を行い、障がい者（児）やその家族等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うことにより、障がい者等の地域における自立生活の促進を図ります。
	身体障がい者相談員の 委嘱【福祉課】	高鍋町身体障がい者福祉会の会員 2 名を身体障がい者相談員に委嘱し、障がい者（児）の身近な相談窓口を確保します。
	乳幼児家庭全戸訪問 事業 【福祉課・健康保険課】	母子保健推進員や保健師を中心とした乳児家庭全戸訪問事業を実施し、全ての子育て家庭へ子育て支援情報の提供を行うとともに、養育困難家庭の早期把握に努めます。
	養育支援訪問事業 【福祉課・健康保険課】	養育支援訪問事業により、養育困難家庭に対して、保健師や助産師が専門的育児支援を行います。
	西都児湯消費生活相談 センターの運営【総務課】	西都児湯消費生活相談センターを共同設置し、消費者トラブルへ迅速に対応します。
	総合相談支援センター 「架け橋」 【町社協】	ふれあい総合相談、高鍋町地域包括支援センター、高鍋町障がい者（児）等基幹相談支援センター、高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」をワンフロアに設置し、相談の利便性を向上し、各分野の連携した相談体制の構築を図ります。

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
個別分野ごとの 相談支援体制の充実	日常生活自立支援事業 【町社協】	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の うち判断能力が不十分な方が地域において自立した 生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サ ービスの利用援助等を行います。
相談支援体制の強化	重層的支援体制構築の 検討 【福祉課・健康保険課・町 社協】	支援につながりにくい生活課題のある人や家族、社会 的孤立に陥る可能性がある人に対して、制度や組織 の枠組みを超え、問題解決に向けた支援を行うことが できるよう、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた 支援を一体的に実施する重層的支援体制構築の 検討をします。
	地域包括ケアシステムの構 築【健康保健課】	要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい 暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住ま い・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供さ れる地域包括ケアシステムを構築します。
	地域ケア会議推進事業 【健康保険課】	高齢者等の多様なニーズに対し、保健、医療及び福 祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう に、地域ケア会議を毎月 2 回開催し、介護支援専 門員のケアマネジメント支援を行います。また、個別ケ ースの課題分析によって把握した地域課題の解決を 検討する「地域ケア推進会議」を設置し、関係機関 及び多職種が一体となって地域課題を解決する体制 の構築を目指します。
	総合相談支援センター 「架け橋」 【町社協】	各センターに社会福祉士・精神保健福祉士等の福 祉の専門職を配置し、あらゆる相談事例に対応でき るよう努めます。
福祉サービス等の情報 提供体制の充実	パンフレット等を用いた各 種制度やサービス内容等 の情報提供 【福祉課・健康保険課】	利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、介 護保険制度や障がい福祉サービス、また総合相談支 援センター「架け橋」等の相談機関を周知するための パンフレット等を作成し、わかりやすい情報提供に努め ます。
	広報活動による啓発実施 【町社協】	地域福祉に関する情報や活動を、社協だより、ホー ムページ、SNS（フェイスブック）等で、情報発信し 地域福祉の周知理解を図ります。

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
情報入手に困難さを抱える人への情報提供体制の充実	手話通訳者等・要約筆記奉仕員派遣事業 【福祉課】 ※再掲	聴覚、言語機能、音声機能の障害がいによって意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者及び要約筆記者等の派遣等を行い、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援します。
	誰もが情報取得・利用しやすい町ホームページづくり 【福祉課・地域政策課】	様々な媒体による情報の提供など、障がい者や高齢者に配慮した町ホームページを作るとともに音声読み上げ機能を付加します。
	ボランティア団体との連携 【町社協】	ボランティア団体（手話サークル、点訳サークル等）と連携し、障がいがある方への情報提供体制の構築を図ります。
生活困窮者自立支援の推進	生活困窮者の生活課題の解決に向けた本人の状況に応じた支援 【福祉課】	生活保護申請受付をはじめ、生活保護に至っていない生活困窮者に衣・食・住の確保や就労等の問題について相談に応じ、福祉事務所や社協等との連携により、最低生活の保障及び自立に向けた支援を行います。
	子ども宅食「お膳部」 【町社協】	生活に困り感を持っている子育て世帯を対象に、月 1 回の食材配布により定期的にアウトリーチし、貧困対策のみではなく、世帯状況の見守りを行います。
社会的な自立支援	更生保護活動への支援 【福祉課】	保護司法及び更生保護法に基づき、法務大臣により任命される一般職の国家公務員であり、犯罪や非行に陥った人の更生及び犯罪予防活動を行う役割を担う保護司の活動を支援するため、児湯地区保護司会高鍋支部及び高鍋町更生保護女性会に対して補助金を交付します。
	社会を明るくする運動の推進 【社会教育課】	児湯地区保護司会高鍋支部及び高鍋町更生保護女性会、教育委員会と共に、強化月間を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。
	自殺のないまちづくりの推進 【健康保険課】	平成 31 年 3 月に策定された「高鍋町自殺対策計画」に規定された「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」に沿って取組を推進します。

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
地域における相談支援体制づくり	民生委員・児童委員の確保と活動支援 【福祉課】	民生委員・児童委員が活動を円滑に行うため、民生委員児童委員協議会へ補助金を交付するほか、必要な支援や情報の提供、働きかけを行い、民生委員・児童委員の負担軽減を図っていきます。また、民生委員・児童委員に対する各福祉施策の情報提供や研修実施、県主催の研修へ参加することにより、民生委員・児童委員の資質向上を図ります。
	民生委員・児童委員協議会との連携 【町社協】	高鍋町民生委員児童員協議会と連携し、地域の困り事やニーズ把握を行い、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動や地域福祉活動の推進に努めます。また、地域住民に民生委員・児童委員の活動を理解してもらえるよう周知活動に努めます。

地域・住民が取り組むこと

- 町の出前講座等を活用して、福祉制度や福祉サービスを理解するための機会づくりに取り組みます。
- 回覧板などを利用し、福祉サービス等の情報について周知を行うよう努めます。
- 地域の支援体制の中で得た困りごと等の情報を行政や関係機関等に提供し、必要な支援体制がつながるよう努めます。
- 地域住民が民生委員・児童委員の活動について学び、活動への理解や協力に努めます。
- 民生委員・児童委員など地域で相談できる窓口の周知に努めます。

事業者が取り組むこと

- 地域住民の福祉課題の相談に応じ、複数の課題を抱える人については関係機関と連携して支援します。
- 福祉サービスの情報を広く地域に発信します。

施策 2 防災における取組と連携の強化

【現状と課題】

地震等の災害が発生した際に、自力で避難が困難な、いわゆる避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の安全確保は重要な課題となっており、要支援者の適切な把握と情報共有をもとに、支援を必要とする人たちへの具体的な支援体制の整備を図る必要があります。

本町では、平成 29 年 10 月に避難行動要支援者避難支援プラン全体計画（以下、「全体計画」という。）を策定し、要支援者の支援に努めてきました。全体計画に基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成し、内容更新を年 1 回実施しているほか、民生委員・児童委員や自治公民館長等の避難支援等関係者に対しては、平常時から避難行動要支援者名簿情報の外部提供に同意した人の名簿（以下、「同意者名簿」という。）を提供しています。また、全体計画では、災害発生時等の避難支援等を実効性のあるものにつなげるため、同意者名簿の掲載者については、地域の特性や実情を踏まえながら、避難支援等の具体的な方法について定めた個別避難計画の作成に努めることが規定されていますが、個別避難計画の作成が進んでいないことが喫緊の課題となっています。

一方、国においては、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効であり、改正災害対策基本法にて、市町村が個別避難計画を作成するよう努めなければならないこととされたことから、今後は、本町においても、福祉事業者や関係機関等と連携しながら、個別避難計画の作成について重点的に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

住み慣れた家庭や地域の中で、安心して暮らせるよう、地域ぐるみで、要支援者の安全確保と防災体制の充実を図り、みんなで助け合う体制を整えていきます。特に、災害発生のおそれが高まった時に、要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するため、地域での声掛けや避難方法などについて、本人やその家族等とともに、個々に対応する支援者や必要事項等を示した個別避難計画の作成を推進していきます。

【町及び社協が取り組むこと】

- 「高鍋町地域防災計画」に基づき、災害時避難行動要支援者名簿の整備に取り組みます。
- 避難行動要支援者名簿を関係機関や自治公民館、民生委員・児童委員へ提供し、地域における支援活動を推進し、日頃から災害に備えます。
- 日々変動のある要支援者情報を把握し名簿に反映するため、避難行動要支援者管理システムを活用し、業務の効率化を図ります。
- 避難行動要支援者の避難支援における個別避難計画の作成を推進していきます。
- 福祉避難所を整備するための取組を推進します。
- 災害などの緊急時に備え、避難場所や災害時の助け合いについての周知・啓発を行います。
- 防災情報の確実な伝達のための機能強化を図ります。
- 町社協をはじめ社会福祉法人等との連携のもと、災害時のボランティアセンターの設置などの支援を行います。
- 日頃からの助け合い活動を推進し、災害時の互助活動に備えます。
- 災害ボランティアセンター運営訓練を通し、運営のノウハウを習得します。また、災害ボランティアについて住民に周知し、災害ボランティアの養成に努めます。

【主な取組・事業】

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
防災対策の推進	自主防災組織の育成支援【総務課】	自主防災組織の育成及び活性化促進のため、防災資機材整備に要する経費の補助を実施し、防災資機材の充実を図ります。
	防災情報伝達体制の充実【総務課】	防災行政無線や防災情報配信システム（SOS ネットワーク）等を活用し、情報伝達体制の強化を図ります。
	福祉避難所の指定・運営体制づくり【総務課・福祉課】	障がい者、高齢者、乳幼児連れの人等、災害時における特別な配慮が必要な人を受け入れるための福祉避難所の指定先を増やすとともに、福祉避難所の開設訓練等を行い、運営体制づくりを支援します。
	地域福祉座談会の実施【町社協】	自治公民館単位で、災害時に必要な「互助」や、日頃からの見守りについて考える機会を設け、災害時に必要な心がまえを啓発します。
	災害ボランティアセンター運営訓練の実施【町社協】	災害ボランティアセンターについての周知を図り、定期的な運営訓練を通して、災害時に活躍できるボランティアの育成を図ります。
避難支援体制の構築	個別避難計画作成の推進【総務課・福祉課】	災害時に要支援者への支援が迅速かつ的確に行えるよう、個別避難計画の作成を推進するとともに、避難行動要支援者名簿の定期的な更新に努め、避難支援等関係者への情報提供を行います。

地域・住民が取り組むこと

- 地域において、町から提供される避難行動要支援者名簿や民生委員・児童委員などによる住民情報等を活用し、避難行動要支援者の把握に努めます。
- 地域で避難行動要支援者マップを作成するなど、日頃から要支援者の安否確認を行い、災害時の円滑な支援活動の仕組みづくりを目指します。
- 地域における自主防災組織づくりに努めます。
- 町などが主催する防災訓練等に積極的に参加し、地域全体での避難ルートや避難場所の把握に努めます。
- 避難行動要支援者の特性などに配慮し、地域独自の地区防災計画の作成に努めます。

事業者が取り組むこと

- 災害に備え、食料などの備蓄の確保や避難訓練などを行います。
- ハザードマップで施設周辺地域を確認し、避難確保計画の作成を検討します。
- 町が実施する総合防災訓練に参加するなど、地域での助け合い活動に協力します。
- 福祉施設は、その機能を活かして福祉避難所の開設や人材の派遣、資機材の提供に協力します。
- 相談支援事業所等においては、町が個別避難計画を作成するに当たり、町の要請に応じ、相談支援専門員を参加させる等の協力をします。

施策3 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

高齢者や障がい者、妊婦や子どもなど、誰もが安心して快適に暮らしていくためには、地域における福祉環境の充実が欠かせません。様々な分野における福祉施策の充実を図るとともに、交通の利便性の向上や福祉のまちづくりの推進など、地域で安心して暮らせる福祉の生活環境づくりをめざす必要があります。

【取組の方向性】

子育て世代、高齢者や障がい者などが気軽に外出し、思い思いの活動や地域活動に参加できるなど、誰もが住み慣れた地域において、安全で安心して暮らしていくためには、バリアフリー及びユニバーサルデザイン※の視点による良好な住環境や快適な移動手段など、生活環境全般の整備を進めていくことが重要です。

県が制定している「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設だけでなく、不特定多数の人が利用する民間施設等において、段差の解消やエレベーターの設置、障がい者用トイレの設置などのバリアフリー化を図ります。また、住宅については、高齢者や身体に重度の障がいのある人などが、日常生活に不安を抱えることがないよう、トイレや浴室等の改造、段差解消など負担軽減に配慮した建物への改造に係る助成を行います。

併せて、買物や医療機関への通院等、移動に係る支援を必要とするニーズに対応できるよう、移動支援の充実を図るとともに、誰もが安心して利用できる公共交通ネットワークを構築し、移動手段の充実を図ります。

その他、防犯対策については、見守り活動等の地域の活動団体、警察等との連携を強化し、安心して暮らせる環境づくりにつなげていきます。

【町及び町社協が取り組むこと】

- 県が制定している「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての人が通行しやすい道路環境の整備に努め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 交通等の移動手段について、より良くするための取組を推進し、高齢者、障がい者等の移動の困難な方への支援に努めます。
- 「犯罪のない安全で住みよいまちづくり」を目指して、地域や学校、事業所や各種団体など関係機関との連携を深め、防犯意識の高揚に努めます。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体と連携し、情報交換を行い、地域に向けて必要な情報を発信していきます。
- 令和2年5月に策定された「高鍋町空き家等対策計画」に基づき、空き家の有効活用を推進します。
- 関係機関と連携し、医療体制の充実に取り組みます。
- 誰もが生活しやすい地域や福祉環境についての啓発に取り組みます。

【主な取組・事業】

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
交通及び地域安全 対策の推進	交通安全啓発事業（通 学時の街頭指導） 【総務課】	主に、各時期に実施される交通安全運動期間において、地域、各種団体等と連携して通学時における街頭指導を実施し、交通事故のない地域を目指します。
	防犯活動の推進 【総務課】	青色防犯パトロールの実施や街頭啓発を行うとともに、防犯協会や地域安全モデル地区、自治公民館組織など、団体との連携協力・活動支援により犯罪者を寄せ付けないまちづくりを推進します。
	防犯灯の LED 化事業 【総務課】	地区からの要望に応じて、LED 防犯灯を設置するとともに、既設防犯灯の LED 化を実施し、歩行者等の安全確保や犯罪の未然防止を図ります。
福祉のまちづくりの推 進	県の「人にやさしい福祉の まちづくり条例」の推進 【福祉課・健康保険課・建 設管理課】	県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、「思いやりのある心づくり」と「バリアフリーの施設づくり」を柱として、障がい者や高齢者をはじめすべての人にやさしい福祉のまちづくりに積極的に取り組みます。
	町有施設のユニバーサルデ ザイン・バリアフリー化の推 進【建設管理課】	公共施設や道路、公園等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進します。
	高齢者住宅改造助成事 業 【健康保険課】	高齢者の自立した生活の維持・促進及び介護者の負担の軽減を迅速に図るため、住宅改造に要する費用の一部を補助します。
	移動しやすい環境の整備 【福祉課・健康保険課・地 域政策課】	町では、人工透析患者に対して、通院時のタクシー利用に係る費用の一部を助成する「人工透析患者交通費助成事業」を実施していますが、今後も、障がい者や高齢者等が安心して移動できる手段について検討をしていきます。
	福祉教育の実施 【町社協】	学校における福祉教育で、高齢者疑似体験やアイマスク体験、バリアフリーやユニバーサルデザインについての講義等を実施し、身体が不自由な方が利用しやすい福祉の環境づくりについて啓発します。

地域・住民が取り組むこと

- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を持ち、自治公民館や子ども会などが連携して、子どもたちが安心して遊び、生活できる安全な地域づくりを進めます。
- 家庭・学校・地域が連携した安心・安全な地域環境づくりに努めます。
- 公民館のバリアフリー化を進めるなど、高齢者や障がい者が生活しやすい環境づくりに取り組むよう努めます。
- 地域において、LED 防犯灯の設置、維持に協力します。
- 地域の交通安全及び防犯活動等に積極的に参加・協力します。
- 鍵かけや二重ロックなど、自らの防犯対策に心掛けます。

事業者が取り組むこと

- 移動手段の確保など地域課題の解決に向け、場所や車両の提供などの地域貢献活動に取り組みます。
- 地域において、LED 防犯灯の設置、維持に協力します。
- 地域の交通安全及び防犯活動等に積極的に参加・協力します。

施策4 権利擁護の推進

【現状と課題】

すべての町民が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、町民一人ひとりが性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、一人の人間として権利が守られる必要があります。

そのためには、多くの町民が人権尊重の意識を身につけるとともに、人権問題に対する正しい理解を深めなければなりません。

しかしながら、高齢者や障がいのある方を狙った特殊詐欺や悪質商法による被害などが問題となっており、特に、認知症の方や知的障がい・精神障がいのある方などの判断能力が十分でない方については、被害が潜在化あるいは深刻化する心配があります。

このような方たちの権利を守るためには、家庭裁判所から選任された成年後見人や、本人があらかじめ決めていた任意後見人などにより、意思決定の支援を行いながら、金銭の管理や福祉サービスの利用契約などについて、日常的な生活の支援が行われる必要があります。

また、犯罪被害に遭われた人やそのご家族が平穏な生活を取り戻すまでの間、必要な支援が受けられるようサポートする必要があります。

併せて、犯罪や非行をした人が社会に戻った後、過ちを繰り返すことなく、再び社会を構成する一員となるように支援していくことも大切な取り組みです。

【取組の方向性】

町内には多くの高齢者や障がい者が生活されており、日常生活の援助、財産管理、福祉サービスの利用援助など、権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが想定されてます。

児湯5町1村の広域による成年後見利用促進を図ることを目的として、令和3年4月に町社協に設置された「こゆ成年後見支援センター」の周知を図るとともに、町民に対して権利擁護に関する制度の周知及び利用促進に取り組みます。

その他、犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会に復帰するよう支援していきます。

【町及び町社協が取り組むこと】

- 町社協が行う日常生活自立支援事業を推進するため、必要な支援を行います。
- 判断能力の不十分な人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、利用支援を行います。
- 「こゆ成年後見支援センター」を中核機関として、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の役割を担い、権利擁護の推進を図っていきます。
- 「こゆ成年後見支援センター」による「法人後見」受任体制の構築に努めます。
- 生活困窮や児童虐待等、様々な課題を抱える家庭への支援を推進するため、ワンストップ窓口（相談支援専門機関）の設置に取り組みます。
- 人権啓発活動を推進し、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。
- 日常生活自立支援事業で、判断能力に不安があっても地域で安心した生活ができるよう支援します。
- 総合相談支援センター架け橋において、各分野の虐待防止の啓発や見守り体制の強化を図ります。

【主な取組・事業】

取 組	主な事業及び担当課等	内 容
成年後見制度の普及促進	成年後見制度利用支援事業 【福祉課・健康保険課】	高齢者の権利・財産の保護のため、高齢者やその親族等に成年後見制度の説明や申立ての支援を行うとともに、高齢者等の状況に応じて、町長申立てにつなげます。また、認知症や障がい等により判断能力が不十分で、親族による後見等開始の審判の申立てができない方について、町長申立てを行うとともに、必要に応じて後見人等への報酬の助成を行います。
	中核機関「こゆ成年後見支援センター」の設置 【福祉課】	「こゆ成年後見支援センター」を設置し、権利擁護支援や成年後見制度利用促進を図っていきます。
	成年後見制度法人後見支援事業 【福祉課・健康保険課】	「こゆ成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度における法人後見の受任体制の整備、市民後見人等の育成や活動支援を推進します。
	日常生活自立支援事業 【町社協】 ※再掲	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。
虐待防止の推進	高齢者、障がい者及び児童の虐待防止 【福祉課・健康保険課】	虐待に関する知識の普及啓発や相談、対応、関係機関や民間団体との協力体制を強化し、虐待防止を推進します。
	要保護児童対策地域協議会の機能強化 【福祉課】	児童虐待については、町及び児童相談所、保健所、福祉事務所、警察等の関係機関が必要時迅速に対応できるよう、普段から情報交換を行える体制強化を図ります。
	県の「高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業」の活用 【福祉課・健康保険課】	高齢者や障がい者に対する虐待のうち、対応が困難な事例については、県弁護士会及び県社会福祉士会の会員から構成される「高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム」の派遣を要請して助言をもらうなどして、虐待対応への強化を図ります。
	総合相談支援センター 架け橋 【町社協】	高鍋町地域包括支援センター、高鍋町障がい者(児)等基幹相談支援センター、高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」において、各分野の虐待防止の啓発や見守りの強化を図ります。

地域・住民が取り組むこと

- 地域住民間で情報を共有し、連携を図ることで、地域で生活に困っている人を把握するとともに、自立を支援するよう努めます。
- 地域支援活動で得た生活困窮者の情報を行政などの関係機関に提供し、必要な支援がつながるよう努めます。
- 自らや家族に権利を擁護する必要がある場合に必要な支援が受けられるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度など、権利擁護に関する制度についての理解に努めます。

事業者が取り組むこと

- 関係機関や地域などと連携し、生活困窮者支援のネットワークづくりへの参加に努めます。
- 金銭管理などに不安を感じる利用者がいたら、成年後見制度などの活用につなぎます。
- 施設や訪問先における虐待防止に向けた取組の徹底を図ります。

【 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり 評価指標 】

評価項目	現況値	目標値	対象事業等
	R2 年度	R8 年度	
地域包括支援センターの延べ相談件数	11,791 件	13,000 件	地域包括支援センター運営事業
基幹相談支援センターの延べ相談件数	3,370 件	4,000 件	基幹相談支援センター運営事業
子ども家庭支援センターの延べ相談件数	13,158 件	14,000 件	子ども家庭支援センター運営事業
ふれあい総合相談の延べ相談件数	500 件	600 件	ふれあい総合相談事業
乳幼児家庭の対象世帯を訪問した割合	100%	100% 【R6 年度】	【乳幼児家庭全戸訪問事業】 第2期子ども・子育て支援事業計画（以下、子ども計画という。）策定に伴う調査結果※目標値は、子ども計画に記載の値
手話通訳者・要約筆記者派遣 年間実利用件数 ※再掲	24 件	26 件 【R5 年度】	【手話通訳者等・要約筆記奉仕員派遣事業】 第6期高鍋町障がい福祉計画（以下、障がい福祉計画という。）に伴う調査結果 ※目標値は、障がい福祉計画に記載の値